

国民の保護に関する計画の策定状況

【国】

H17.3.25 閣議決定

国民の保護に関する基本指針(閣議決定・国会報告)

- ・国民保護措置の実施に関する基本的な方針 ・国民保護計画及び業務計画の作成の基準
- ・想定される武力攻撃事態の類型 (着上陸攻撃、ゲリラ攻撃、ミサイル攻撃、航空機攻撃)
- ・類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置

【指定行政機関(各省庁)】

国民保護計画

・内閣総理大臣に協議

全機関閣議了承済
(R3.4.1現在 32省庁)

【都道府県】

国民保護計画

・内閣総理大臣に協議

全都道府県閣議了承済
(R3.4.1現在 47都道府県)

【指定公共機関】

国民保護業務計画

・内閣総理大臣に報告

全機関で作成完了
(R3.4.1現在 164機関)

【市町村】

国民保護計画

・都道府県知事に協議

1,739市区町村で作成完了
(R3.4.1現在 1,741市区町村中)

【指定地方公共機関】

国民保護業務計画

・都道府県知事に報告

1,075機関で作成完了
※ ほか3機関は新規指定機関であり作成中
(R2.4.1現在 1,078機関中)